

ID: 214

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	売却、抵当及び質入れの為の認可		
法令名 根拠条項	水難救護法 第16条第4項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【根拠条文】 第16条第4項 ④ 市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ売却シ抵当ト為シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立会フヘシ 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日